

## 小田原市立学校条例の一部改正に対する市民意見の募集結果について

### 1 意見募集の概要

政策等の題名	小田原市立学校条例の一部改正
政策等の案の公表の日	令和6年4月1日（月）
意見提出期間	令和6年4月1日（月）から令和6年4月30日（火）まで
市民への周知方法	意見募集要項の配布（市内公共施設、ホームページ、教育総務課窓口）

### 2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意見数（意見提出者数）	1件（1人）
インターネット	1人
ファクシミリ	0人
郵送	0人
直接持参	0人
無効な意見提出	0人

### 3 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

〈総括表〉

区分	意見の考慮の結果	件数
A	意見を踏まえ、反映したもの	0
B	意見の趣旨が、既に反映されているもの	0
C	今後の検討のために参考とするもの	0
D	その他（質問など）	1

〈具体的な内容〉

(1) その他に関すること

	意見の内容	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	小田原市の子育て支援センターはそれぞれマロニエ、いずみ、こゆるぎ、ミナカの中に入っていますが、小田原市子育て支援センター条例第2条で定める位置にはかっこ書きで設置される施設名は入っていません。今回の改正ではかっこ書きで設置される施設名が入っていますがどういった場合は入ってどういった場合は入らないのか教えてください。	D	下中幼稚園の位置を定める改正内容について、住所だけでは分かりにくいいため、素案ではかっこ書きの施設名「（下中小学校内）」を表記しましたが、条例上は住所のみで、かっこ書きの施設名は記載いたしません。